

平成26年度「業務委託、工事、物品購入などの公共調達について」

「結果」の措置状況（企業局）

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	措置の区分	今回の措置状況	基準日
46	<p>Ⅲ. 公共調達に関する全体的結果及び意見</p> <p>7. デジタルカメラ等の扱いについて</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 契約分割による見積徴取の回避について <p>上表のとおり公園緑地課、下水道維持課、教育総務課及び教育支援課においては、同一予算を財源として同一日ないし1か月以内にデジタルカメラを複数回の支出負担行為により発注しているものがあった。</p> <p>奈良市契約規則第18条の2第2項第5号により、随意契約において見積書の徴取が省略することができる基準は1件の予定価格が3万円未満の契約をするときと規定されており、上記は全て見積書の徴取は行われず購入されていた。</p> <p>しかし上記のように発注が分割されているのは見積徴取を回避するためと考えられる。不適切な分割発注は行わず、価格の妥当性検討という本来の職務が適正に果たされるべきである。透明性のある公共調達に一層の意を払うよう意識を変える必要がある。</p>	<p>下水道維持課 (指導監察課) (教育総務課)</p>	<p>措置済</p>	<p>指摘された「不適切な分割発注」については、今後、奈良市契約規則に基づき、透明性のある発注とするよう注意を払ってまいります。</p>	<p>平成27年9月30日現在</p>